

	<b>実務対応</b>
プロジェクト	<b>取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計上の取扱い</b>
項目	<b>本日の審議事項</b>

### これまでの経緯

- 2020年1月31日に開催された第424回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から企業会計基準委員会に対して、「取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計基準の開発」について、当委員会の新規のテーマとして提言された。
- 上記の提言を受けて、2020年2月12日に開催された第425回企業会計基準委員会において、本件を当委員会の新規テーマとし、実務対応専門委員会（以下、「専門委員会」という。）で検討を行うことが了承され、これまで以下の通り審議を行っている。

専門委員会	企業会計基準委員会
第128回（2020年5月12日開催）	第433回（2020年5月14日開催）
第130回（2020年6月17日開催）	第434回（2020年5月28日開催）
第131回（2020年7月14日開催）	第436回（2020年6月26日開催）
第132回（2020年7月28日開催）	第437回（2020年7月13日開催）

- なお、第131回専門委員会及び第437回企業会計基準委員会で聞かれた意見を審議事項(3)-6に記載している。

### 本日の審議事項

- 本日の委員会では、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合の会計処理について、これまでの審議で聞かれた意見から識別された追加的な論点1点と、開示の取扱いについて、事務局の分析を説明する。これまでに識別された追加的な論点は審議事項(3)-2に記載している。
  - 段階的に権利が確定する場合の取扱い（審議事項(3)-3）
  - 開示の検討（審議事項(3)-4）
- また、実務対応報告公開草案の文案を審議事項(3)-5としており、ご意見を伺いたい。

以上